

会社名 株式会社シーボン  
代表者名 代表取締役社長 執行役員 崎山 一弘  
(コード番号:4926 東証スタンダード市場)  
問合せ先 管理本部 取締役 執行役員 瀧 礼江  
(TEL: 03-3404-7501)

## 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容についての承認をを求める議案を、2022年6月29日開催予定の第57期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社の取締役の報酬額は、1999年6月開催の第34期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨、また別枠で、2010年6月開催の第45期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与する旨をご承認いただき、今日に至っております。

今般、2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、改めて、当該別枠部分である当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与すること及びその具体的な内容について、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本総会終結の時をもって対象となる当社取締役（社外取締役を除く）の員数は3名となります。

本議案は、当社の取締役に対し、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであることから、その内容は相当なものであると考えております。

#### 1. 新株予約権の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。）を上限とする。

但し、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。但し、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込を要しないものとする。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそ

れに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合等を行くことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過する日の翌日から10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定める期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権行使時においても、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限り)に限り、権利を行使することができる。

ii 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。

iii その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会の決議により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ii 新株予約権者が、当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。但し、任期満了による退任又は定年退職による場合を除く。

iii 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合、その保有する未行使の新株予約権全部について無償で取得することができる。

iv 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合には、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。

(9) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

以 上